2025 年 9 月 18 日

大阪市教育委員会
教育長　多田　勝哉　様

大阪市学校園教職員組合
執行委員長　　宮城　登

臨時教職員部　労働条件要求書

「教員のなり手不足」は全国的な問題です。全日本教職員組合（全教）の調査では、病気休業や産休・育休などによって欠員が生じる「教員不足」が、昨年の 10 月時点で 4714 人に上ったことがわかりました。さらに、【＜記者発表資料＞ 「教育に穴があく（教職員未配置）」実態調査結果(5 月)について】において、36 都道府県・12 政令市から、教職員未配置数を調査しました。小学校は 1478 人、中学校は 1184 人、高等学校は 418 人、小中一貫校・義務教育学校・中等教育学校は 10 人、特別支援学校は 514 人、校種不明も含め合計 3662 人となったと、2025 年 7 月 17 日に記者発表をしました。

教員不足が深刻化する中で、ネットニュースでも多く取り上げられているのが「ペーパーティーチャー」を新たな教員として掘り起こそうとする動きが広がっています。

一方で、学校現場では、豊富な教職経験をもつ多くの非正規教職員が、正規職員と同じ職責を担いながら仕事をしています。それにも関わらず多くの非正規教職員（常勤講師・期限付き講師、非常勤講師・会計年度任用職員など）と正規教職員（教諭・正規職員）との「賃金格差」が続いていることは大きな問題です。

今年度に実施された、「大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト」を受験する現職講師からは、「理科専科と算数習熟、さらに英語と理科の校務分掌を受け持っています。遠足の付き添いにも行きました。持ち帰り仕事をすることがほとんどです。試験勉強の時間を無理矢理作っているのが現状です。」という声がありました。

大阪市では、講師・養護助教諭が「教育職給料表」の「1 級」、学校栄養職員（「栄養教諭」の代替となる職員）には「医療職給料表」が適応されています。これらは、「教育職給料表」の「2 級」が適応されている教諭・養護教諭・栄養教諭とは明らかな給与格差があります。実際の勤務では、多くの講師が学級担任や特別支援学級担任、部活動の指導など正規職員である「教諭」と全く同じ内容の職務を任されています。また、学年主任や校務分掌での主任など責任のある職務を任される場合もあります。また、少数職種である「養護助教諭」や「学校栄養職員」は、正規職員である「養護教諭」や「栄養教諭」と職務内容を区別することは、もはや「不可能」です。

講師・養護助教諭は「教育職給料表」・「1 級」の適応により正規職員である教諭・養護教諭と比べて「月額 2 万円以上」も低い給与で雇用されています。また、「学校栄養職員」は「医療職給料表」・「1 級」の適応によりさらに低い給与になり、その差額は「月額 5 万円以上」となります。これらの「非正規教職員」の勤務実態と給与格差は「同一労働同一賃金」の原則を示した厚生労働省通知や「常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合に、下位の級に格付けを行ったり、各級の最高号給未満の水準を上限として設定したりするといった取扱いは改める必要があること」とした総務省通知の「職務給の原則」の考え方が、全く無視されています。

いま、全国各地で、講師と正規の給料表を同じにする制度が実施されています。大阪市教臨時教職員部は、「非正規教職員」が安定して働き続けることができる「勤務労働条件と賃金制度」の改善を強く要求します。

記

１．選考制度・採用制度の改善を行うこと

(1) 正規採用教職員を大幅に増やし、異常に多くなっている定数内講師を減らすこと。

(2)「地方公務員法　第 15 条」は「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と規定している。「大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト」（以下「教員採用選考テスト」）での優遇措置として「大阪市現職講師特例」において、「能力の実証」が試され済みの大阪市の教育を支える現職講師の教職経験が正当に評価される教員採用制度にすること。

(3) 令和 5 年 5 月 31 日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」、「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」（P7）で「各教育委員会において、教員採用選考試験の 1 次試験合格者等については、翌年度の当該試験を免除することにより、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。大阪市の「教員採用選考テスト」についても、2021 年度（令和 3 年度）採用の教員採用選考テストで廃止された「前年度 1 次合格者特例」を再度、導入し、「前年度 1 次合格者特例」の 1 次試験免除の期間を「2 年間」とするなど、「臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫」を講じること。

(4) 現職講師は、学年主任や学級担任、特別支援学級担任、教科担任、校務分掌長を担当するなど、正規教員と全く同じ職務を担いながら、「教員採用選考テスト」に向けて、プライベートの時間を削って準備をしている。文部科学省、令和 5 年 5 月 31 日「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について方向性の提示」の方針により採用試験の早期化された。しかし、1 次試験が行われる「6 月」前後の期間は、現場の教職員にとって宿泊行事や運動会などの学校行事と重なる繁忙期でもある。大阪市の学校現場を支える現職講師の負担をなくし、受験しやすい日程での面接試験の実施、もしくは教員採用選考制度の見直しをすること。

(5) 新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症や事故などやむを得ない事情で受験できなかった場合について、筆答試験の別室対応やオンラインによる面接試験、追試験の実施など、特別な措置を講じ柔軟に対応すること。

(6) 現職講師が、平日などの「勤務日」に行われる「教員採用選考テスト」の面接試験・実技試験の受験時の勤怠を「職務免除」の扱いにすること。

(7) 大阪市の学校園に勤務する現職講師が次年度の採用試験に合格したときの「雇入れ時胸部エックス線検査」受診時の勤怠を「職務免除」の扱いにすること。

２． 臨時教職員（常勤講師、非常勤講師、会計年度任用職員）の労働条件等の改善を行うこと。

(1) 病気休暇代替等の臨時教職員の雇用期間は引き継ぎ期間を設け、空白期間を作らないこと。

(2) 臨時教職員の採用内定を年度内に示し、雇用不安を取り取り除くこと。

(3) 臨時教職員の配置校については、通勤時間の負担軽減など本人の希望を尊重すること。

(4) 臨時教職員の採用発令については、着任後速やかに学校から本人に渡すこと。

(5) 臨時教職員の雇用契約に際しては、雇用期間、労働条件等を明示した文書を雇用契約前に示し、学校長が説明責任を果たすよう徹底すること。

(6) 臨時教職員に対して、雇用条件に定められた勤務条件以外の不当な勤務を強要したり、あらゆるハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど）を行ったりしないこと。

３.賃金・待遇改善を行うこと。

(1) 給特法等一部改正法附帯決議（参議院文教科学委員会）は、「七、国は、常勤職員と同等の職務を遂行している臨時的任用教員の給与決定について、総務省通知から二級発令とすることが可能であることを任命権者である教育委員会に周知徹底すること。併せて、二級発令とした場合、義務教育費国庫負担金において財政措置がされることも周知すること。」とした。

「給特法等一部改正法案」審議の国会質疑の中で、文部科学省は「常勤職員と同等の職責の内容や責任を有する場合に、下位の級に格付けに行ったりすることは改めるべき」と答弁を行っている。また、臨時的任用教員の処遇については、文部科学省は国会において、24 の自治体（政令市含め）で教職員給料表の「2 級」適応としていると明らかにしている。

現場で働く講師は、学年主任や学級担任、特別支援学級担任、教科の担任、校務分掌長を担当するなど、正規教員と同じ職務を担っている。「同一労働・同一賃金」や「職務給の原則」に基づき、適切に判断し、大阪市の学校現場を支える講師の給料表を速やかに「2 級」にすること。

(2) 学校における食育の推進に中核的な役割を担う「栄養教諭」の欠員等に伴う臨時的任用は、「学校栄養職員」としてではなく、「栄養教諭」の代替として常勤講師の任用を行い、食育の充実を図るとともに、代替者の報酬の改善を図ること。その報酬については「教育職給料表 (2)」の「2 級」を適用して、「月額 5 万円以上」の給与格差をなくすこと。

(3) 臨時教職員の諸手当の請求手続きを速やかに行うように周知徹底し、諸手当を確実に支給できるようにすること。特に健康保険証については、4 月に、新たに任用された臨時教職員の場合、医療受診がすぐにできずに困っている実態があるので、内示日に健康保険証発行手続きを速やかに行うよう徹底すること。遅くとも 4 月末までに本人に交付できるよう全力を注ぐこと。

(4) 非常勤講師の給与、「時間額 3010 円」を「時間額 5000 円」以上に大幅に増額すること。また、定期試験などの作成、採点に要する時間も勤務時間とすること。

(5) 非常勤講師の待遇改善を以下の通り行うこと。

① 勤務校の都合による授業計画の変更にともなう、授業時間の振替の連絡を前日までに必ず行うこと。

② 授業時間の変更により、兼務の学校と重なるなど、勤務できない場合は、勤務可能な時間帯に振替をすること。それができない場合はその賃金の保障をすること。

(6) 雇用されている常勤講師・非常勤講師が、正規採用にかかわる選考試験を平日などの勤務日に受ける場合については、職免扱いとすること。

(7) 長期臨時教職員が大阪市に正規職員として採用された時に、大阪府への採用された場合と比べて生涯賃金の不利益が生じる「主務教諭制度」を早急に廃止すること。

４．再任用教職員の賃金や労働条件を改善すること。

(1) 再任用教職員の処遇について、一時金支給率を正規教職員と同様にするとともに、フルタイム教職員の賃金を正規教職員と同じ金額を支給すること。

(2) 再任用教職員の配置については本人の希望を尊重すること。

(3) 採用時の勤務条件としてフルタイム勤務を強要しないこと。

(4) 再任用教職員に扶養手当・住居手当を支給すること。

５.会計年度任用職員の待遇を改善すること。

(1) 会計年度任用職員の報酬（月額および時間額）を大幅に引き上げ、昨今の物価高騰による経済的負担を補うのに見合った金額を支給し、会計年度任用職員の生活を保障すること。

(2) 会計年度任用職員の雇用契約に際しては、雇用期間、労働条件等を明示した文書を雇用契約前に示し、学校長が説明責任を果たすよう徹底すること。
(3) 特別支援サポーター、学力向上支援サポーターなど、時間額で勤務する「会計年度任用職員」の雇用契約の期間は「35 週間」を上限とせず、各学校園で必要な授業日数もしくは勤務日数とすること。超過勤務が必要な場合は、超過勤務手当を支給すること。
(4) いずれも「時間額 1,378 円から 1,548 円」で勤務する、スクールサポートスタッフ、特別支援教育サポーター、学力向上支援サポーター（学びサポーター）、学力向上支援サポーター（理科補助員）、デザイン教育研究所介助補助員、幼稚園介助サポーターを同じ職種とみなし、これらの職種を掛け持ちして勤務し、週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分を超えている会計年度任用職員には、期末手当・勤務手当を支給すること。
(5) 習熟等担当講師の賃金・一時金については、正規職員と同じ「2 級」の給料表に基づいて算出すること。
(6) その他、「学校園に在籍する会計年度任用職員の任用条件等で、当事者職員が不利益を被ることが生じた場合は、直ちに労働条件等の改善に取り組むこと。

以上

2025 年 9 月 18 日

資料請求

大阪市学校園教職員組合
臨時教職員部

(1) 大阪市立の学校園に働く 2025 年 5 月 1 日現在の臨時教職員・学校園に所属する会計年度任用職員等の職名ごとの人数

(2) 定数内講師の校種別人数（2019 年度から 2024 年度の採用）

(3) 教諭経験者特例、大阪市立学校園現職講師特例、講師経験者特例受験者、大阪市教師養成講座修了者特例の年齢別受験者数と年齢別合格人数（2019 年度から 2024 年度の採用）

(4) 2019 年度から 2024 年度の採用年度ごとの病欠者の人数

(5) 2019 年度から 2024 年度の定数内講師の人数と期限満了以前の病欠・退職者の人数。

(6) 2024 年度の「大阪市講師登録会」の参加者の人数と内訳（大学生・社会人など）及び「大阪市講師登録会」におけるの講師登録者数

以上